



自主保安の可能性と限界



静岡県防災局技監 小林 恭一
(前消防庁危険物規制課長)

日本の経済構造改革の動きが急である。その切り札の一つとされているのが「規制緩和」であり、消防法のような「社会的規制」も「安全性に配慮しつつ必要最小限とする」とこととされている。「日本の社会も成熟して来ているので、安全性の確保は「自主保安」に期待して、「規制」は可能な限り少なくしよう」というのである。まことにそのとおりだと思う。

問題は「自主保安にどこまで期待できるか」ということである。

以前、本誌に「自主保安の可能性と限界」と題して、そのあたりのことを分析した小論を書いたことがある(1999年63号)。その論旨は、大略次のようなものであった。

- 1 消防法の技術基準には、①事故を起こさせないための基準と②事故を拡大させないための基準がある。
- 2 「定常操業時に事故を起こさない」というのは経営の基本であるから、「自主保安」に委ねても安全性の確保は十分期待出来る。このため、現行の消防法の基準もほとんど自主保安に委ねたものになっている。
- 3 工事などの非定常時の事故防止については、消防法の規制になじみにくいいため現在でもほとんど自主保安に委ねているが、最近の事故の傾向を見ると検討の余地がある。
- 4 「長期的な視点からの事故防止」のためには「定期的な保守・点検」を確実に行う必要があるが、通常は「自主保安」に期待することは十分可能である。現に消防法では、事故が起きると被害が甚大となる大型タンク以外の施設については大幅に「自主保安」に委ねた制度になっているが、経営が苦しくなると後回しにされる恐れもあるため、「規制」によってフォローすることは必要である。
- 5 日本の場合、「長期的な視点からの事故防止」には「十分な耐震性の確保」が必要不可欠だが、地震対策のように発生確率が低いのに十分な対応をとるには相当の経費が必要な場合には、「自主保安」だけでは国民が納得できるレベルを確保することは難しいため、「規制」によってリードする必要がある。
- 6 「事故を拡大させない」ための対策は、事業所側は最小限に抑えたいと考える傾向があるため、「自主保安」では十分でなく「規制」によって行う必要があり、現に消防法の技術基準の多くはこのジャンルのものである。

私は「危険物施設における自主保安の可能性と限界」を以上のようなものと捉えた上で、「規制内容を出来るだけ合理的なものにしたい」という観点から規制緩和を推進してきた。

一方で、長期的な安全性の確保、特に耐震性の確保については「自主保安」では限界があると考えたため規制緩和には慎重な姿勢で臨み、むしろ阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて耐震対策の強化を図った。

この4月から、東海地震の切迫性が云々される静岡県で防災行政に携わることになり、県内の危険物施設の耐震性の確保などについても、責任をもって取り組む立場になった。特に大型タンクの耐震性の確保については、万一の場合の被害が甚大であるため、以上に述べた「自主保安の可能性と限界」をにらみつつ、積極的に推進していく必要があると考えている。